令和 6 年 11 月
株式会社 Ragga Works

マージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、
毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

◆株式会社 Ragga Works

本社　〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町 3-46-1
派遣労働者の数　計 12 名（医療派遣 7 人　設備派遣 5 名）
派遣先の数　5 社
マージン率　医療 30.7%　設備 25.2%
教育訓練に関する事項マナー・接遇・医療専門職向け研修
派遣料金の 1 人あたりの平均額
医療 16,000 円　メンテナンス 26,632 円（1 日 8 時間当たりの換算）
派遣社員の賃金の平均
医療 11,075 円　メンテナンス 19,901 円（1 日 8 時間当たり換算）
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
☐ 労使協定を締結していない
☑ 労使協定を締結している
・協定労働者の範囲 ： 施工管理、看護助手・介護助手、医療・介護事務員、その他事務員
・協定書の有効期間終期 ： 令和 7 年 3 月 31 日
労働者派遣事業許可番号 派 11-300844